

指定学校変更手続きについて（ご案内）

呉市では、住所地の通学区域に基づき、就学すべき中学校(義務教育学校後期課程を含む)を指定しています。
ただし、次の許可基準を満たす場合は、指定学校以外の学校への就学を許可することができます。
変更を希望する方は、申請期間内に手続きをしてください。申請受付後、審査を行い結果を通知します。
なお、**1**と**2**の申請期間がある場合は、特段の事情がない限り、**1**の期間に申請してください。

許 可 基 準	許可期間	必 要 書 類	申 請 期 間 受 付 場 所
1 変更許可された児童の 中学校入学 指定学校変更許可された小学校の 卒業後も、その小学校と同じ校区の 中学校へ入学を希望するとき ※「2 自宅から近い学校」で小学校の変更 を許可されている場合は、中学校卒業まで 許可済のため申請不要です。	中学校 卒業まで	指定学校変更申立書	1 10月1日(木) ～10月23日(金) 2 R9年2月1日(月) ～3月5日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は通学している小学校
2 自宅から近い学校 指定学校よりも通学路の距離が近い 中学校への通学を希望するとき ※新1年生の兄弟も同時に申請し、新年度 から転校することができます。 ※通学路に沿って実測するため、地図アプリ 等で測った距離とは異なる場合があります。	中学校 卒業まで	指定学校変更申立書	1 10月1日(木) ～10月23日(金) 2 R9年2月1日(月) ～3月5日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く) 又は通学している小学校
3 保護者就労 保護者の就労等で留守家庭になり、 子どもが保護者に代わる者のいる場所 (または保護者がいる場所)に下校す るため、下校先の学区の学校へ通学を 希望するとき ※原則として、きょうだいで異なる学校へ 就学できません。	中学校 卒業まで	①指定学校変更申立書 ②勤務証明書(原本) 又は学生証(写し) (高校生を除く同居の18歳 以上全員分) ※勤務先の押印が必要 ※自営業の場合は、営業許 可書の写し等を添付 ③保護承諾書 (預け先の方が記入・押印) ※保護責任者を証明する もの(免許証、マイナンバー カードの写し等)を添付	1 10月28日(水) ～11月18日(水) 2 R9年2月1日(月) ～3月5日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30～17:15(土日祝除く)

許可基準	許可期間	必要書類	申請期間 受付場所
4 部活動 スポーツクラブ等に所属しており、指定中学校に同じ競技の部活動がなく、その部活動がある自宅から最も近い学校（公共交通機関利用の場合も含む）へ通学を希望するとき ※退部した場合は、指定学校変更を解除します。	中学校卒業まで	①指定学校変更申立書 ②小学校長の副申書 ③所属クラブ代表者からの推薦書 ④顕著な活動を示す書類（表彰状等）	1 10月28日(水) ~ 11月18日(水) 2 R9年2月1日(月) ~ 3月5日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30~17:15(土日祝除く)
5 転居予定 新築や借上げ等により、 <u>呉市内での住所移転</u> が令和9年度中に確定しており、転居が入学式当日以降となるため、入学当初から、転居予定地の学校へ通学を希望するとき	年度内の住所移転日まで	①指定学校変更申立書 ②契約者・新住所・完成予定日がわかるもの（契約書、建築確認申請書等の写し）	1 10月28日(水) ~ 11月18日(水) 2 R9年2月1日(月) ~ 3月5日(金) 学校教育課(市役所8階) 8:30~17:15(土日祝除く)

《注意事項》

- (1) 兄姉が指定学校変更を許可されていても、弟妹について手続きが必要です。
- (2) 許可期間中に基準を満たさなくなった場合及び許可期間満了後は、住所地の指定学校へ転校することになります。ただし、保護者就労、部活動については、許可期間中に基準を満たさなくなった場合、「許可内容変更申立書」を提出することで、引き続き同校へ通学することが可能です。
- (3) 指定学校を変更した場合、原則として遠距離等通学費補助はありません。通学の安全確保については、保護者が責任をもって行ってください。
- (4) 天応学園の1～6年生は小学校1～6年生、7～9年生は中学校1～3年生にあたります。

呉市立以外(国立・県立・私立等)の中学校に就学するときは、入学決定後すみやかに、次の必要書類を提出してください。

【必要書類】 ①区域外就学等届書

②就学する学校が発行する「入学承諾証明書」等(原本)

【提出場所】 呉市立以外の小学校を卒業する新中1…学校教育課(市役所8階)

呉市立以外の中学校へ新たに入学する新中1…通学している小学校

【提出期限】 **R9年3月12日(金)**

※呉市から転出予定の方も提出してください。

※県立特別支援学校に就学する場合、この手続きは不要です。

《問い合わせ先》

呉市教育委員会 学校教育課

呉市中央4丁目1番6号(呉市役所 8階)

電話番号 0823-25-3453

受付時間 8:30~17:15(土日祝を除く)

呉市 HP <https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/64/>



必要書類の様式は、
 呉市ホームページで「学校教育課」を検索
 「就学・転入学手続き」→「指定学校変更」
 からダウンロードできます。
 または、呉市教育委員会 学校教育課
 (市役所8階)でお渡しします。